

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成19年11月21日まで縦覧に供する。

平成19年10月2日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成19年9月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人明日に架ける橋

多田羅 譲治

高松市御厨町998番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、香川の地域に根ざし、香川を良くしようとする市民に対して、会員、団体相互間の、ネットワークをつくり、より良き香川を創り出す事業を行う。併せて、会員相互の人間的成长と会員相互の利益享受に寄与することを目的とする。